適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「外、法第十一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に当該と畜場の名称と音場である旨を冠した。 とさつ又は解体が行われたと音場の所在地の者道底県名(生食用である旨生食用である旨大の一件の食肉(内臓を除く。)であって生食用のまの二 牛の食肉(内臓を除く。)であって生食用のまった。	(各)(に記載しなければならない。(に見ることができるように当該容器包装又は包装の見や)	第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。)を開かない装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から	て販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包)前項(第十一号の二を除く。)に定める食品又は添加物であっ(2十二~十四)(略)		谷号に掲げるものとする。行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるも伝(以下「法」という。)第十九条第一項の規定	改正案
		トレー、らない。ように当	び第十九条において同じ。)を開かないでも容易に見ることがでれている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及	は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装さ前項に定める食品又は添加物であって販売の用に供するもの十二~十四 (略)	一	ののほか、次の各号に掲げるものとする。により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるも第一条(食品衛生法(以下「法」という。)第十九条第一項の規定	現行

ては、 加工施設」 原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施 いう。 0 所 在 地の 都道府県 名 輸入品にあっ

設の名称

般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 供 高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉

 \mathcal{O} 生食を控えるべき旨

二十~四十四 (略)

3 項第十一号の二に掲げる食品にあっては、 次の各号に掲げ

る事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。

子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の 般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

生食を控えるべき旨

4 加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、 前二項に掲げる事項の記載は、 邦文をもって、当該食品又は添 理解しやす

いような用語により正確に行わなければならない。

5 | 7 | (略)

(略)

第二条~第十九条

別表第一~第六

(略)

二十~四十四 (略)

3 ような用語により正確に行わなければならない。 物を一般に購入し、 前項に掲げる事項の記載は、 又は使用する者が読みやすく、 邦文をもって、 すく、理解しやすい、当該食品又は添加

4 6 (略)

第二条~第十九条 (略)

別表第一~第六 (略)